

低入札価格調査制度（数値的失格基準）の見直しについて（お知らせ）

公共工事の迅速かつ円滑な施工の確保に向けて、事業者積算の自由度を高め、実効性あるダンピング対策の充実をより一層図るため、建設工事における低入札価格調査制度を下記のとおり見直します。

記

1 低入札価格調査制度における数値的失格基準

現行の数値的失格基準（調査対象項目によるポイント制）を廃止し、新たな数値的失格基準（一次調査）を次の①から③までの基準を全て満たすものに見直します。

① 入札金額が失格基準価格以上であること

なお、失格基準価格は次に掲げる金額の合計金額(1,000円未満切捨て)とする。

- a 直接工事費 市設計金額の85パーセント
- b 共通仮設費 市設計金額の75パーセント
- c 現場管理費 市設計金額の70パーセント
- d 一般管理費 市設計金額の55パーセント

② 直接工事費について、積算金額が市設計金額の85%以上であること

③ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費の合計金額について、積算金額が次に掲げる金額の合計金額(1,000円未満切捨て)以上であること

- a 共通仮設費 市設計金額の30パーセント
- b 現場管理費 市設計金額の20パーセント
- c 一般管理費 市設計金額の10パーセント

	平成26年3月31日以前公告案件		平成26年4月1日以降公告案件	
	一次調査	詳細調査	一次調査	詳細調査
直接工事費	85%	85%	① 失格基準価格以上 かつ ② 直接工事費85%以上 かつ ③ 共通仮設費30% 現場管理費20% 一般管理費10% } 合計金額以上	※
共通仮設費	75%	75%		
現場管理費	70%	70%		
一般管理費	55%	55%		

※ 詳細調査においては、数値的失格基準による調査は行わず、ヒアリング等により積算根拠の確認を行います。

2 労務費に関する詳細調査

詳細調査（ヒアリング）時に適正賃金確保のための書類の提出を義務付けます（別紙様式参照）。

3 抽選時期

同額の応札者があった場合の抽選時期を、現行の詳細調査（ヒアリング）後から開札時に見直します（別紙「同額の応札者があった場合の低入札価格調査について」参照）。

4 適用時期

平成26年4月1日以降に公告する案件から適用する。

低入札価格調査の判断基準

低入札価格調査は、調査対象者が作成した工事費内訳書の積算金額について、

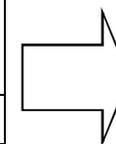
(1) 一次調査を行い、適合するもののみ (2) 詳細調査を実施する。

(1) 一次調査での判定

市設計金額（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）に一定の割合をかけた数値的失格基準により判定する。

○数値的失格基準 次の①から③までの基準を全て満たすこと

工事費内訳書	数値的失格基準						
入札金額	①失格基準価格以上 失格基準価格＝市設計金額の「直接工事費 85%＋共通仮設費 75% ＋現場管理費 70%＋一般管理費 55%」 (1,000 円未満切捨て)						
直接工事費	②市設計金額の 85%以上						
共通仮設費	③市設計金額の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">共通仮設費 30%</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">現場管理費 20%</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">一般管理費 10%</td> </tr> </table> 合計金額(1,000 円未満切捨て) 以上	{	共通仮設費 30%	}	現場管理費 20%	}	一般管理費 10%
{		共通仮設費 30%					
}		現場管理費 20%					
}	一般管理費 10%						
現場管理費							
一般管理費							



①から③までの基準のいずれかを満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者としな

①から③までの基準を全て満たす場合は、(2) 詳細調査を行う。

(2) 詳細調査での判定

事情聴取等により工事費内訳書及び調査資料に基づき、積算根拠の確認を行う。

調査の結果、工事費内訳書記載の単価等について算出根拠が適正でなく、当該工事全体の見積りが信頼性に欠ける場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者としな

様式第7号

平成 年 月 日

堺市長様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）

下記の工事について、当社が落札決定を受けた場合は、労働関係法令等を遵守するとともに、次の内容について誠実に履行すること及び工事請負契約の契約内容とすることを確認します。

記

工事名	
-----	--

（適正賃金の確保に向けた取組み）

- ・当社は、適正な労働環境の確保に努めるとともに、従事労働者に適正な賃金（以下「適正賃金」という。）を支払います。
- ・一次下請負人等との契約に当たっては、適正賃金について十分に説明を行い、適正賃金支払の確保及び貴市の調査に協力することについての相手方の承諾を得ることを条件に下請契約を締結します。
- ・すべての従事労働者に適正賃金の支払がなされるように、上記承諾を条件に、再下請契約を締結することを、下請負人等に指導します。

（従事労働者の申し出があった場合）

- ・従事労働者（下請負人等に雇用されている場合も含む。）から、適正賃金の不払いについて申し出があった場合は、当社の責任において、当該労働者の賃金報告書を貴市に提出します。また、当該労働者が当該申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはいりません。
- ・貴市が、適正賃金の支払確認のために調査を行う場合は、下請負人等への指導も含め、全面的に協力します。
- ・貴市が、労働基準監督署等の監督官庁に通報を行っても異議はありません。

（発注者の解除権の特則）

- ・当社が、従事労働者への適正賃金の支払い、下請負人等への指導、賃金報告書の提出を行わなかった場合に、貴市が、受注者の責めによる債務不履行として当該工事請負契約を解除したとしても、異議はありません。

（社会保険の加入に関する下請指導）

- ・労働環境の改善及び事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく下請負人等への指導を一層徹底するとともに、下請契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働きかけます。

※「適正賃金」は、当該労働者の経験、技術力、労働市場における需給状況、同一地域及び同一職種における一般的な賃金等を含め、総合的に勘案する。この際、最も信頼できる基準額として、国土交通省が定める公共工事設計労務単価を参考とする。

※「従事労働者」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者をいう。

※「下請負人等」とは、公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る現場労働者を雇用するすべての事業者をいう。

同額の応札者があった場合の低入札価格調査について

1 低入札価格調査の調査順位について

平成26年度から、調査基準価格設定工事において、調査基準価格を下回る最低価格をもって応札を行った者が複数あった場合、開札時に当該応札者のみで電子くじを行います。

電子くじにより選定された者（以下「調査対象者」という。）から順次工事費内訳書の数値的調査（以下「一次調査」という。）を行い、数値的失格基準を満たす者を落札候補者とし、入札参加資格の確認（以下「事後審査」という。）を行います。

事後審査の結果、入札参加資格を確認できた者について詳細調査を行い、詳細調査の結果、当該契約の内容に適合した履行ができると認められた者を落札者として決定します。

平成26年3月31日以前公告案件	平成26年4月1日以降公告案件
一次調査（同額の応札者すべて） ↓ 事後審査（数値的基準を満たす者すべて） ↓ 詳細調査（入札参加資格を確認できた者すべて） ↓ <u>電子くじ</u> （契約の内容に適合した履行ができると認められた者すべて） ↓ 落札者決定	<u>電子くじ</u> （同額の応札者） ↓ 一次調査（調査対象者） ↓ 事後審査（調査対象者） ↓ 詳細調査（調査対象者） ↓ 落札者決定

2 適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合等の調査順位について

調査対象者が低入札価格調査において当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合や、事後審査において入札参加資格が確認できなかった場合にあつては、調査対象者の入札書到着日時順位から数字が大きくなる方向に向かって順位の近い者を新たな調査対象者として低入札価格調査等を行います。

以後、落札者が決定するまでこの作業を繰り返します。この場合において、該当する者がなくなったときは、入札書到着日時順位の小さい数字のものから順次低入札価格調査等を行います。

3 具体例

予定価格（税抜き） 100,000,000 円

調査基準価格（税抜き） 80,000,000 円

入札参加者 10 者

開札結果画面

No	業者名	入札書記載金額	概要
001	株式会社A建設	70,000,000 円	第1回電子くじ対象者
002	B工業有限会社	70,000,000 円	
003	株式会社C組	70,000,000 円	
004	D土木株式会社	70,000,000 円	
005	E建設株式会社	70,000,000 円	
006	F工務店	75,000,000 円	第1回電子くじ対象者で落札者が決定しなかった場合の調査対象者
007	株式会社G産業	78,000,000 円	006で落札者が決定しなかった場合の第2回電子くじ対象者
008	H土木	78,000,000 円	
009	有限会社I興業	78,000,000 円	
010	J土木工業有限会社	85,000,000 円	第2回電子くじ対象者で落札者が決定しなかった場合の調査対象者（工事費内訳書確認）

同額の応札者が複数（5者）あるので、当該入札者のみで電子くじを実施します。



第1回くじ引き画面（D土木株式会社が第1回電子くじにより調査対象者となった場合）

No	業者名	入札書記載金額	くじ番号	入札書到着日時	入札書到着日時順	結果	調査を行う順位
001	株式会社A建設	70,000,000 円	397	平成26年4月1日9時37分	0		3
002	B工業有限会社	70,000,000 円	123	平成26年4月1日15時42分	1		4
003	株式会社C組	70,000,000 円	554	平成26年4月2日8時30分	2		5
004	D土木株式会社	70,000,000 円	404	平成26年4月2日16時34分	3	落札候補者	1
005	E建設株式会社	70,000,000 円	945	平成26年4月2日19時13分	4		2

システム上、「落札候補者」と表示されますが、「調査対象者」と読み替えます。

第1回電子くじにより選定された調査対象者（D土木株式会社）から、低入札価格調査及び事後審査を行います。